

裁判実務から見た台湾民法改正の必要性
(国際学術シンポジウム)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学法科大学院 公開日: 2018-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 詹, 森林 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00025897

■ 国際学術シンポジウム ■

裁判実務から見た台湾民法改正の必要性

台湾司法院大法官 (憲法裁判所裁判官)

詹 森 林

(朱 曄 訳)

一、台湾民法沿革の概要

1、外国法の継承

台湾民法は総則、債権、物権、親族、相続という五つの編から構成しており、1929年10月－1931年5月の間に断続的に施行されてきた。その大部分の条文は、1898年の日本民法、1900年のドイツ民法、1912年スイス民法および債務法を参照している。

ドイツ民法の台湾民法への影響が最も大きく、主に総則編の法律行為、消滅時効(台湾民法71条－147条)、債権編における契約の通則、事務管理、不当利得、不法行為、債務不履行、売買と請負の瑕疵担保責任(台湾民法153条－366条、492条－501条、514条など)において反映されている。

日本民法の台湾民法における継承について、最も重要なのは債権者代位権および取消権である(台湾民法242条－244条)。

スイス民法、債務法を参照にした内容として、最も重要なのは「民商一体」の制度である。そして、スイス民法における物権、親族、相続制度および多くの債務法の規定についても、台湾民法において継承されている。

2、現地化の発展

(1) 外国学説および判例の継承

台湾民法における多くの規定は外国法を参考しつつ制定されていたため、解釈、適用する際に、外国の学説判例を参照し、条文の意味および規範の役割を明らかにしなければならない。したがって、台湾の民法教科書、専門書および論文(修士、博士、雑誌)は、ドイツ、日本はもちろん、ときにはフランス、オーストリアの関連する文献をも参照している。

ドイツの学説と判例は最も重要な位置を占めており、理論の基本を構築する部分について、例えば、Rudolf von Jheringの契約締結上の過失(culpa in contrahendo)、

Hermann Staubの契約の積極的債権侵害 (positive Vertragsverletzung)、Karl Larenzの第三者を保護する作用のある契約 (Vertrag mit Schutzwirkung für Dritte)、契約責任と不法行為責任の競合関係がその典型例である。また、債権者代位権と取消権については、日本の学説と判例が台湾に影響を及ぼしている。

(2) 特別法の制定

経済の発展、社会の変遷、科学の進歩とともに、台湾は多くの民事特別法を制定した。その中、債権と物権に関わり、裁判実務において多く適用されるのが、土地法、マンション管理条例、保険法、自動車責任強制保険法、労働基準法、信託法、動産担保取引法、消費者保護法、金融消費者保護法などである。

二、裁判実務と民法の改正

台湾民法は1929年より施行され、今まで約90年が経った。その間、民法の各編の規定が改正され、総則編については1982年および2008年に改正され、債権編については1999年に重大な改正が行われ、物権編については、2007、2009および2010年では担保物権、所有権、用益物権がそれぞれ改正され、2012年では遺失物拾得の規定が改正された。親族編の改正が最も頻繁に行われており、結婚、離婚、夫婦財産制、父母子女の親権、扶養義務などについて、複数回に渡って重要な改正が行われた。相続編も数回改正され、包括相続における無限責任を有限責任に変更したのが最大の特徴である。

台湾民法の改正は裁判実務の変化に起因するものが多く、以下では、民法総則および債権編に焦点を絞り、裁判実務による民法改正への影響を紹介したい。

1、1999年の債権編改正

台湾民法債権編は1930年5月5日より施行された。1976年10月8日から当時の司法行政部が改正作業を行い、1999年4月21日の公布まで、合計22年以上経った。

1999年4月の民法債権編改正において裁判実務に関連するものが二種類存在する。①最高法院判例または決議を新法で定めるもの、②最高法院判例、新法を通じて覆すものである。

(1) 改正条文による法院の裁判例を明文化したもの

1) 要式と不動産贈与契約の締結

1930年の台湾民法債権編は、契約の締結について「方式自由」の原則を採用しており、特別の明文がない限り、当事者の意思表示が一致したときに、契約が成立し、書

面、公証およびその他の方式を必要としなかった（台湾民法153条）。

しかし、1930年の台湾民法407条は、「登記を経なければ権利の移転が生じない財産を贈与するときは、登記の移転を行う前には贈与の効力が生じない」と規定している。そこで、不動産の所有者がその不動産を他人に贈与することを口頭で同意した場合、登記を受贈者に移転しなかったときは、贈与者は贈与契約の効力が生じていないことを理由に、登記の移転を拒否することができるか否かという問題が生じる。

この問題について、台湾最高法院は1951年および1952年に二つの判決を下し、台湾民法153条の規定は、407条の影響を受けず、不動産の贈与者と受贈者間の意思表示が合致すれば、贈与契約が有効に成立し、贈与者は登記の移転を拒否することができないと判断した。

1999年の台湾民法債権編改正では、上記の最高法院の二つの判例の見解が採用され、407条の規定が削除された。

2) 物が毀損されたときの損害賠償の方法

1930年の台湾民法196条は、「不法に他人の物を毀損した者は、被害者に毀損により減少した価値を賠償しなければならない」と規定しており、また213条1項は、「損害賠償責任を負う者は、法律にその他の規定または約定があることを除き、他方に損害発生する前の原状に回復しなければならない」と定めている。

この二つの条文の適用をめぐることは、裁判実務において議論されている。例えば、Xの自動車がYによって不法に毀損され、その価値が10万元減少したが、原状回復をさせるのに必要な修理費用が15万元とする。Xは196条のみに従い、減少した10万元をYに請求することができるとする判決もあれば、Xは213条1項に従い、Yに修理費用の15万元を請求することを認めるとする判決もある。

そこで、台湾最高法院は1988年に決議を作成し、被害者Xに両方の請求権があることを認めた。

1999年の改正では、最高法院1988年の決議を採用し、213条3項を新設し、損害賠償の債権者は原状回復の代わりに原状回復するのに必要な費用を請求することができると定めた。

3) 債務者による不完全履行

違約責任（債務不履行）については、1930年の台湾民法は、1900年のドイツ民法の内容を踏襲し、「履行不能」と「履行遅滞」を定め、スイスの債務法を参照にし、「不完全履行」を定めた。しかし、1930年の台湾民法227条は、「債務者が給付せず、または完全な給付を行わなかったときは、債権者は法院に強制執行を申請し、かつ損害賠償を請求することができる」と規定しており、この条文の適用をめぐることは、各級の法

院ではその見解が異なっていた。最高法院は1988年に決議を作成し、売主が瑕疵のある目的物を引き渡し、かつその瑕疵が契約締結後に生じたとき、売主に帰責事由がある場合、売主は瑕疵担保責任および不完全履行の債務不履行責任を負わなければならないとした。

1999年の改正では、227条は次のように修正された。「債務者の帰責事由により不完全履行が生じたときには、債権者は履行遅滞または履行不能の規定に従い権利を行使することができる」。この修正は、ドイツ法の積極的債権侵害に関する理論 (positive Vertragsverletzung) (positive Forderungsverletzung) を取り入れた上で、台湾最高法院1988年の決議を踏まえたものである。

4) 被害者の法定代理人または使用者の過失

1930年の台湾民法217条は、損害の発生または拡大につき被害者に過失があるとき、法院は賠償金額を軽減することができる」と定めている。この過失相殺の条文の適用について、被害者本人に過失がなく、その法定代理人または使用人に過失があるときは、適用されるかという問題が生じる。例えば、父親がバイクで子どもを乗せて登校する際に、スピード違反し、自動車に追突され、バイクが転倒し子供が負傷したときに、加害者は被害者の父親がスピード違反したことを理由に、賠償責任の軽減を主張することができるか。

台湾最高法院は1979年に民事廷延長および推事総会決議を作成し、さらに1984年および1985年に二つの判決を下して、「損害賠償の権利者の代理人または使用人の過失は、権利者の過失と見なされ、過失相殺の規定を適用することができる。」と強調した。

1999年台湾民法改正では、上記の最高法院判例が採用され、217条3項が新たに設けられた。そして被害者の代理人または使用者に過失があるときは、本条第1、2項規定を準用すると定め、加害者の賠償額の軽減を認めた。

5) 賃貸地における家屋

土地所有者Xが土地をYに賃貸し、Yに当該土地で家屋を建てるのを認めるような契約は、借地家屋建設契約とされている。

この種類の契約をめぐる、家屋完成後、借地の期限が切れていないとき、家屋所有者Yが家屋をZに売却または贈与し、所有権をも移転した場合、土地につき、X、Z間に借地家屋建設契約が成立しうるかどうか問題になる。

この問題について、1930年の台湾民法には明確な規定がなかった。仮に「債権の相対性原則」を適用すれば、従来の土地賃貸契約はX、Y間にのみ存在し、Zには関係ないと理解すべきである。そうだとすれば、Xは民法767条1項の規定により、Zに

権限なしに土地を占有していることを理由に乙に家屋の解体および土地の返還を請求することができる。しかし、台湾最高法院は1954年、1959年、1963年に判決を下し、「土地を賃借して家屋を建築し、賃借人が家屋の所有権を移転したとき、家屋の譲受人にも土地賃貸契約の効力が継続して存在する」とした。

1999年台湾民法債権編改正のとき、前述の3つの判例を条文化し、426条1項の規定を新設し、「土地を賃借し家屋を建築したとき、賃借人が家屋の所有権を移転した場合、その土地賃貸契約は家屋の譲受人にもその効力が継続して存在する」と定めた。

(2) 改正によって法院の裁判例を覆したもの

1) 信義則は債権関係を有する当事者間に限定しない

1930年の台湾民法債編219条は「債権の行使、債務の履行は、信義則に従わなければならない」と規定している。

本条文は債権編に置かれ、かつ「債権の行使、債務の履行」という文言があるため、台湾最高法院は「信義則は、当事者間に債権関係があるときにのみ適用する余地がある。原告が所有権に基づき返還を求めた場合は、所有物の返還請求権にあたり、両者間の債権関係に基づくものではない。そのため、民法219条が規定する信義則を根拠に、原告の返還請求権は信義則に反するため認められないとすることは、できない」とした。

この最高法院の判決は、厳しい批判を受けた。民法総則が1982年に改正される際に、日本民法総則1条2項の信義則の規定を参照に、総則編の148条2項が、新たに設けられ、「権利の行使、義務の履行は、誠実、信用の方法によらなければならない」と規定した。その後、1999年債権編改正の際に、219条の規定は削除された。

2) 父母の未成年の子の監護権への侵害

未成年の子が勧誘され、父母による監護ができないとき、父母は精神的な痛苦を受けることになるが、1999年の債権編が改正される前の台湾最高法院の判例に従えば、加害者に慰謝料の請求を認めることはできない。

1999年の親族法の改正をきっかけに判例が変更され、195条3項が新設された。その結果、父母は、その監護権が侵害された際に加害者に対する慰謝料の請求が認められた。また、子（成年者であるかどうかを問わず）の人格権が侵害され、かつ状況が過酷な場合、父母の慰謝料請求権も認められた。例えば、子どもが自動車に轢かれ植物人間になり、あるいは障害が残った場合、父母の慰謝料請求権も認められる。

3) 特定物の債権者の詐害行為取消権の訴え

1930年の台湾民法債権編は、日本民法424条を参照に、詐害行為取消権を設けた。

土地の二重譲渡の事案において、第一買主は、特定物の債権を保全するために、詐害行為取消権に基づき第二契約および登記の抹消を求めることができるか否かが議論された。台湾最高法院はかつてその取消権を認めた。

1999年債権編改正のとき、日本民法425条規定を参照に、債権者の取消権はすべての債権者の利益を保全するための規定であり、特定債権を保全するものではないことを理由に、424条3項規定を改正し、「債務者の行為は、特定物の給付を目的とする債権を害したとき、債権者はその取消しを法院に請求することができない。」と定めた。この改正により、上記事案における第一買主は、取消権を行使することができなくなった。

2、今後の総則編および債権編の改正

(1) 各国の債権法改正または民法改正の参考

台湾民法は1930年代に制定され、1898年の日本民法、1900年のドイツ民法、1912年のスイス民法とその債務法を参照した。

21世紀以降、ドイツは2002年1月1日に債権法を改正し、債権法の近代化を実現した (Schuldrechtsmodernisierung/ Modernisierung des Schuldrechts)。日本民法も大幅に改正され (2017年5月)、スイス債務法の改正も完了した。

また、フランスにおいて改正された民法は2016年10月1日より施行され、韓国においても債権法の改正が進行している。

中国、1999年10月1日、2007年10月1日、2010年7月1日、「契約法」、「物権法」、「不法行為法」がそれぞれ施行され、現在、民法典制定作業が行われており、2017年10月1日に「民法総則」が施行され、2020年に民法典が完成予定である。

台湾は以上のような諸改正の動向を重視し、それらを参考にする必要があろう。

(2) 国際契約法の誕生による影響

1980年国際物品売買契約に関する国連条約 (The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods/ CISG) が誕生した後、PICC (Unidroit Principles of International Commercial Contracts)、PECL (Principles of European Contract Law)、DCFR (Draft of Common Frame of Reference) などが確立されるようになった。これらの国際契約法は各国の契約法の発展に甚大な影響を及ぼしている。典型例は中国の1999年の契約法とドイツの2002年の債権法の現代化であり、二つの法律の一部の条文はCISGを参照している。また、PECL、DCFRは「ヨーロッパ民法典」に導いている (Towards a European Civil Code)。

(3) 台湾民法総則および債権編の再改正

債権法改正をめぐる、ドイツ、スイス、フランス、日本、中国、韓国は大きな動向を見せており、CISG、PICC、PECL、DCFR は世界または地域における契約法の統合に影響を及ぼしている。

台湾は、債権法施行以来すでに80年以上経ており、1999年に改正されたとはいえ、すでに17年を経過した。また、1999年の改正は小規模なものに止まっており、国際的な流れを意識しなかった。近日社会、政治、経済等の環境に変化が生じており、技術にも大きな進歩を実現したため、大幅な改正が欠かせないであろう。

そして、台湾における裁判実務を踏まえて考えると、総則編の消滅時効、債権編の債務不履行と瑕疵担保責任の改正を優先すべきである。

三、消滅時効の改正について

1、法院裁判実務からみた改正の必要性

(1) 時効期間の長さ：長期時効の承認

台湾民法の消滅時効の期間の長さには大きな差が存在している。一般消滅時効期間を15年（民法第125条）としながら特殊な消滅時効の期間が多数存在している。例えば、5年、2年、1年、2か月（民法126条、127条、197条、245条の1の2項、514条、563条、601条の2）の期間が設けられており、それぞれ統一されておらず、各期間について合理的な根拠も見当たらない。

したがって、各請求権の異なる消滅時効が存在し、同じ事実は異なる請求権があるため、競合の現象が生じる。次の具体例が存在する。

1) 請負による完成した工作物に瑕疵が生じたとき、請負人に帰責事由がある場合、注文者は瑕疵担保責任、債務不履行責任を追及することができる。請負契約の瑕疵担保責任の請求権の消滅時効は瑕疵発見後1年（民法514条1項）であるのに対し、債務不履行の請求権の消滅時効は損害発生時から15年（民法125条）となっている。

2) 契約違反により債権者に損害を与えた場合（例えば医療過誤）被害者は不法行為責任に基づき賠償請求しうるが、その時効は損害および加害者を知ってから2年または損害が発生時から10年（民法197条）となっている。また、被害者は不完全履行の債務不履行に基づき賠償責任を請求することができ、その時効は損害発生時から15年（民法125条）となっている。

以上のように、権利者は同一の事実につき2つの請求権を有することとなっている。一つの請求権が時効により消滅したとき、権利者は時効の長い方を請求しうるかという問題が生じる。台湾最高法院は、「長期消滅時効の承認」（Flucht in die langjährige Verjährung）を踏まえ、「請求権競合」の理論に基づきこれを認めている。

(2) 時効期間の起算は客観説あるいは主観説によるべきなのか

台湾民法128条前段は「消滅時効は、請求権を行使することができる時から起算する」と規定している。台湾最高法院の多数の裁判は本条の消滅時効期間の起算について客観説を採用している。すなわち、権利者が「主観的に権利の行使を知っているか否かを問わずに」、一律に「客観的に行使することができる時」から起算するとしている。

しかしながら、台湾最高法院の判決は、①原告の不当利得の返還請求権および②原告の民法113条による原状回復または損害賠償請求権の行使について、その消滅時効期間の起算は、権利者が権利の行使を知っているか否かをその要件とすることを強調している。

2、改正の方向性について

台湾民法消滅時効の規定をめぐるのは、意見の対立が目立っており、最高法院の判断も異なっている。そして、以下の問題について検討し、改正すべきであろう。

①消滅時効期間の長さについて、相違を解消し、なるべく統一すべきなのか。②消滅時効期間の起算について、客観説と主観説のいずれかを採用すべきなのか。

ドイツ2002年の法改正では、消滅時効制度について、大規模な改正が行われ、一般消滅時効を従来の30年から3年に短縮して（ドイツ新民法195条）、不動産所有権の移転請求権、不動産権利の設立、譲渡、終止または変更の請求権および権利内容を変更する請求権については、10年間の不行使によって消滅すると定めている（ドイツ新民法196条）。その他の特殊な請求権（故意による生命侵害、身体、健康、自由、性的自主権に関する損害賠償の請求権、所有物返還請求権、その他の物上請求権等）については、その消滅時効を30年のままとする（ドイツ新民法197条）。そして、一般消滅時効期間の起算については、主観説に改め、権利者が、請求権があることと賠償の責任者を知り、または知りうる時から3年間としている。

また、日本の2017年の改正は、ドイツと同様に、各請求権の消滅時効につき、なるべく統一化を図り、5年または10年を定めた（日本改正民法166条）。不法行為による損害賠償請求権について3年または20年とした（日本改正民法724条）。ただし、人の生命、身体の侵害による賠償請求権は、その原因が債務不履行なのか不法行為なのかを問わず、5年（主観的の場合）または20年（客観的の場合）としている（日本改正民法167条、724条の2）。

さらに、国際契約法の PECL (Art. 14:201-Art. 14:203) および DCFR (Art. III-7:201-Art. III-7:203) の規定についてはほぼ同様である。

四、債務不履行の改正の必要性およびその方向性

1930年の台湾民法債権編は、ドイツ旧民法およびスイス債務法を参照にし、債務不履行について「履行不能」、「履行遅滞」、「不完全履行」を規定している。

1999年の改正は、最高法院1988年度の第7回決議および学説を踏まえて、227条のみを「不完全履行」に変更した。

債務不履行の規定について、台湾法院の裁判を踏まえて考えると以下の問題を改正により解決すべきであろう。

1、原始的不能について

台湾現行民法246条、247条でいう「履行の不能」については、原始的客観不能に限定すべきか、それとも原始的主観不能をも含むかについて議論されている。台湾最高法院判決は、原始的客観不能に限定し、原始的主観不能を含まないとしている。

しかし、台湾民法246条はドイツ旧民法306条を参照に制定したものであり、同条は2002年の改正によって削除された。ドイツ新法311条aの1項では、原始的客観的不能の場合でも契約が有効だとされている。また、日本で2017年に改正された民法412条の2も同様である。

ドイツおよび日本の改正状況を踏まえると、台湾民法246条および247条を残すことについて疑問のように思われる。

2、履行の拒否について

台湾現行民法債権編は、「履行の拒否」または「履行期到来前の違約」(anticipatory breach of contract)を採用するべきなのかをめぐって、学説と実務では争われている。台湾最高法院は否定説を採用しているのに対し、学説はドイツ法および国際売買公約に賛同し肯定説を主張している。

ドイツ新法281条2項、323条4項およびCISGの71条-73条、PECLの第9:304条、PICCの7.3.3条は、「履行期到来前の違約」について明文で規定し、債権者が事前催告なしに直ちに契約を解除し、履行に代わる損害賠償を請求すると規定している。台湾が法を改正する際に参考にする必要があるだろう。

3、契約の解除と損害賠償について

台湾現行民法債権編の通則は債務不履行の法律効果について、主に契約の解除と損害賠償を定めており、債務者の帰責事由が必要とされる。また、現行法は契約を解除する際、債権者は契約解除前にすでに発生した損害についてのみ請求しうるとし、契約の解除によって生じた損害については債権者が賠償を請求することができないとし

ている。

ドイツ新法324条は、債務不履行を起因とする契約の解除について、債務者の帰責事由をその要件としなかった。また、新法325条は、債権者は契約を解除する際に、契約の解除から生じる損害の賠償を請求することができる」と定めている。この改正は、台湾にとっても参考に値するであろう。

五、売買契約の瑕疵担保責任の改正

1、法院の裁判からみた改正の必要性

台湾現行民法債権編各論の359、360、364条は、売買の目的物に瑕疵があるとき、売主の帰責事由を問わずに、買主は減額または契約の解除を請求しうると定めている。種類物の売買については、買主は減額または解除を請求することをせずに、瑕疵なき目的物の引渡しを請求することができる。仮に売主が故意に瑕疵の存在を告知せず、または売主の保証した品質を欠けるときは、買主は損害賠償を請求することができる、と規定している。

台湾最高法院の多数の判決を概観すると、売買契約の瑕疵担保責任をめぐる次のように争われている。

(1) 目的物の瑕疵担保責任と不完全履行の債務不履行とをいかに区別すべきなのか。

この点について台湾最高法院の1988年の決議は次のように理解している。

①売買契約が締結される前に目的物にすでに瑕疵が存在する場合は、売主は瑕疵担保責任のみを負い、債務不履行責任を負わない。

②売買契約の締結後に瑕疵が生じたときは、売主に帰責事由がある場合、売主は瑕疵担保責任と不完全履行の債務不履行責任の両方を負わなければならない。

(2) 売主が瑕疵担保責任と不完全履行の責任を同時に負う際に、買主には救済に関し、選択権が生じるのか。

この点について、台湾最高法院は、買主が自由に選択することができるとの見解を示している。これに対し学説は、瑕疵担保責任の形骸化をもたらすことを理由に批判している。

(3) 瑕疵担保責任によって定められた買主の権利は、現代の取引社会の需要に適應するのか。

台湾現行売買契約の瑕疵担保責任の規定は、ほぼ1900年のドイツ民法の瑕疵担保責任を継承したため、技術の発展がもたらす現代社会の取引の現状から乖離している。

2、改正の方向性について

ドイツ新法437条、439条、CISGの48条、PICCの7.2.3条、PECLの9:102条およびヨーロッパ1999年消費商品売買指令（European Directive on Sale of Consumer Goods）3条などの規定を踏まえて考えると、売買契約の瑕疵担保責任を改正する際には、以下の問題点について吟味する必要がある。

- (1) 売買契約の瑕疵担保責任と債務不履行責任との関係を包括的に調整すべきなのか。
- (2) 買主による瑕疵ある目的物の修補の請求権（Beseitigung des Mangels）、瑕疵なき目的物の引渡請求権（Lieferung einer mangelfreien Sache）を認めるべきなのか。
- (3) 瑕疵修補の費用、代物の引渡しが高額すぎることを理由とする拒否権を売主に認めるべきなのか。
- (4) 瑕疵ある目的物により買主に損害を与えたとき、かつ売主に帰責事由がある場合、買主の賠償請求権を認めるべきなのか。

六、請負契約の瑕疵担保責任の改正

1、法院の裁判実務からみた改正の必要性

(1) 台湾現行民法債権編各論492-495条は、請負契約の工作物、成果物に瑕疵が生じたとき、以下のように定めている。

- 1) 請負人の帰責事由を問わずに、注文者は以下のことを請求しうる。
 - ①まず瑕疵の修補を請負人に催告する。
 - ②注文者の催告後、請負人は修補せずまたは費用が高額すぎることを理由に修補を拒否した場合、注文者が契約の解除または自己で修補したうえで必要の費用の請求、または報酬の減額を請求することができる。
- 2) 請負人に帰責事由がある場合、注文者は損害賠償も請求することができる。

(2) 台湾最高法院の多数の裁判をみると、請負契約の瑕疵担保責任をめぐる次のように争われている。

- 1) 工作物に瑕疵があり、かつ請負人に帰責事由がある場合、瑕疵担保責任と債務不履行責任との競合関係をどのように理解すべきなのか。

この点について、台湾最高法院2009年の決議は次のような見解を示している。請負人は、工作物の瑕疵について瑕疵担保責任のみを負い、その消滅時効を1年とする。ただし、瑕疵が「瑕疵結果損害」をもたらした場合、請負人は不完全履行の債務不履行責任を負い、その消滅時効は15年とする。

2) 注文者は事前に催告をせずに、直ちに損害賠償を請求することができるのか。

この点について、台湾最高法院の2017年決議は次のような見解を示している。注文者はまず修補の催告を行わなければならない、請負人が修補しなかったとき、注文者が損害賠償を請求することができる。

2、改正の方向性について

前述の台湾最高法院の決議は、ドイツの連邦通常裁判所が採用した見解とほぼ一致している。しかし、ドイツの立法者は2002年ドイツ債権法改正時に、請負契約の条文を大幅に修正し、注文者の瑕疵担保責任を追及する権利の時効を見直した（ドイツ新法634条）。新法では、瑕疵の損害と瑕疵結果損害を区別しなくても良いとされている。

台湾民法改正時に、ドイツの経験を踏まえ、請負契約の瑕疵担保責任の時効に関する規定を改正すること、および適用時の競合問題を回避するために、請負契約の瑕疵担保責任と債務不履行との統合を検討する必要があるだろう。

七、結びに代えて

本報告は台湾民法制定および沿革を概観し、台湾民法における外国法の継承および現地化の特色を説明したうえで、今後の動向を概観した。

台湾法院の判決、ドイツ、日本、スイス、フランス、中国などの民法改正の状況に注目しつつ、CISG、PECL、DCFR、PICCなどの国際的な趨勢を踏まえて考えると、台湾は二度目の債権編改正を早急に行わなければならない。その際、消滅時効、債務不履行、瑕疵担保責任の問題から着手すべきであろう。